

7 漁港漁村活性化対策事業

- 本事業は、原則として国の「浜の活力再生・成長促進交付金」等の交付金を受け、漁業地域の活性化、災害に強い漁業地域づくりの実現、東日本大震災からの復旧及び漁港のストック効果の最大化に係る事業を支援する事業である。

令和4年度(2022年度)

(単位:千円)

事業区分	事業の内容	地区名	事業実施主体	事業実施箇所	事業量	事業費	備考
漁港防災対策支援事業	防災情報伝達システム実証調査	歯舞地区	歯舞漁業協同組合	歯舞漁港(歯舞地区)	実証調査1式	1,007	
漁港防災対策支援事業	非常用電源施設	別海地区	別海町	別海漁港(別海地区)	非常用電源施設1基	31,350	
水産業競争力強化緊急施設整備事業	深層水等利活用施設	羅臼地区	羅臼町	羅臼町	深層水取水管増設工事1式(増設管設置)	17,930	R3から繰越
漁港機能増進事業	鳥獣被害防止対策工	歯舞地区	歯舞漁業協同組合	歯舞漁港(歯舞地区)	岸壁の屋根(鳥獣被害防止対策工)1式	13,133	R3から繰越
合 計					4件	63,420	

8 水産基盤整備事業

(1) 水産基盤整備事業概要

平成13年6月、「漁港法」の一部が改正され、平成14年4月1日より新たに「漁港漁場整備法」が施行された。

これに伴い、漁港や漁場の整備については、総合的かつ計画的な整備を行うことを目的として、従来の「漁港整備 長期計画」、「沿岸漁場整備開発計画」から、

「水産基盤整備事業」として再編・統合された。

○水産基盤整備事業採択基準及び負担区分等(抜粋)

事業名	事業内容	主な採択要件	実施主体	国庫補助率	
水産物供給基盤整備事業	水産流通基盤整備事業	共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域において、当該事業が施行されている漁港と利用上密接に関連する漁場の施設の整備を行う事業	1.計画事業費が5億円超 2.漁港施設については、次の要件を満たすもの (1)1漁港当たり事業費が5億円超 (2)第2種漁港にあっては、利用漁船数の実隻数が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が3,000トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの ※要件(事業費20億円超)に該当する場合は特定事業になる。	道、市町村(魚礁は漁協、漁運も可)	漁港1/2等 漁場1/2
	水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う事業	第1種又は第2種漁港であって a.利用漁船の実隻数が50隻程度以上 b.登録漁船隻数が50隻程度以上 c.陸揚げ金額が1億円程度以上 d.水産業の振興を図る上で、水産基盤施設の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの	道、市町村、水産業協同組合	漁港1/2等
水産資源環境整備事業	水産環境整備事業	水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策として行う次の事業 (1)水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るために漁場の施設を整備(新設、改良、補修) (2)効用の低下している漁場の生産力の回復を図るため、水産資源の生息上の環境改善を行う事業	1.計画事業費が3億円超 2.受益戸数が200戸以上 3.沖合の大規模な漁場の場合の要件 (1)計画事業費が10億円超 (2)基礎生産力の増大など大きな効果 (3)受益者1,000人以上又は受益者が広範 4.漁場施設ごとの要件 【魚礁】 ・共同漁業権区域内及び隣接区域:5,000空m以上 ・共同漁業権区域外:事業規模:30,000空m以上 【増殖場】 ・事業規模5千万円以上(市町村が実施主体の場合は、3千万円以上) 【養殖場】 ・計画事業規模が1億円以上 【水域環境保全】 ・計画事業費5千万円以上(市町村、漁協が実施主体の場合は、1千万円以上) ※要件(事業費20億円超)に該当する場合は特定事業になる。	道、市町村(水域環境保全は漁協、漁運も可)	漁場1/2
	水産生産基盤整備事業	水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るために行う生産基盤並びに水域の環境保全対策として次の事業 (1)共同漁業権の区域及び隣接する水域における漁場の施設の整備(新設、改良、補修)を行う事業 (2)効用の低下している漁場の生産力の回復を図るため、水産資源の生息場の環境改善を行う事業	1.計画事業費が3億円以上(漁港施設の整備を含む場合は、5億円超) 2.漁港施設と漁場施設を一体に整備する場合の要件 (1)水産流通基盤整備事業を実施しない漁港で1漁港当たりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの。ただし集出荷機能集約・強化要領に基づくものうち、圏域機能強化対策整備方針に基づいて実施する事業にあっては、同方針に位置づけられた漁港整備に関する計画事業費の合計が5億円を超えるもの。 (2)次のいずれかの要件を満たすもの ・利用漁船の実隻数が50隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上 ・陸揚金額が1億円程度以上 ・水産業の振興を図る上で特に必要と認められるもの 3.漁場施設ごとの要件 【魚礁】 ・共同漁業権区域内及び隣接区域:5,000空m以上 ・共同漁業権区域外:事業規模:30,000空m以上 【増殖場】 ・事業規模5千万円以上(市町村が実施主体の場合は、3千万円以上) 【養殖場】 ・計画事業規模が1億円以上 【水域環境保全】 ・計画事業費5千万円以上(市町村、漁協が実施主体の場合は、1千万円以上) ※要件(事業費20億円超)に該当する場合は特定事業になる。	道、市町村(水域環境保全は漁協、漁運も可)	漁場1/2
漁村整備事業	原則として、漁港区域内において実施する次に掲げるものとする。 1 調査・計画事業 次項で整備を行う施設の再編・集約、ICTの導入等の検討、漁村インフラの強靱化に必要な事前調査及び計画の策定並びに、これらを検証するためのモニタリング 2 次に掲げる漁業集落環境施設及び漁港環境整備施設の整備を行う事業(機能保全対策(機能診断、機能保全計画の策定及び機能保全計画に基づく保全工事)を含む。) (1)漁業集落排水施設整備 (2)水産飲雑用水施設整備 (3)漁業集落道整備 (4)防災安全施設整備 (5)緑地・広場施設整備 (6)用地整備	1.対象集落要件 ・漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落 ・漁業集落排水施設のみを整備する場合は、漁港及び漁場環境の保全のため、水質汚濁の防止を図る必要性が特に高い水域に面する集落。 ・防災関連施設のみを整備する場合は、緊急に地震防災対策の強化を図る必要性が特に高い地域に立地する集落 等 2.人口要件 人口300人[集落排水施設等は100人]以上、5,000人以下(ただし、離島、辺地等の条件不利地域は50人以上) 3.事業費要件 総事業費が30百万円以上のもの 等	地方公共団体	1/2等	

(2) 農山漁村地域整備交付金概要

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備を進めるため、自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、

農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し整備を推進していく事業。

○農山漁村地域整備交付金採択基準及び負担区分等(抜粋)

事業名	事業内容	主な採択要件	実施主体	国庫補助率
漁港漁村環境整備事業	地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第1種漁港または第2種漁港の整備を行う事業並びに漁業法第6条に規定する共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設の整備を行う。	計画事業費が一事業につき3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるものであって、次に掲げる区分により、それぞれの要件を満たすもの。 (ア)漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合又は漁港施設を単独で整備する場合においては、次の要件をみたすもの ア 第1種漁港又は第2種漁港であって、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの イ 次のいずれかの要件を満たすもの a 1漁港あたりの利用漁船の実隻数による総数が50隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果 b 1漁港あたりの陸揚金額が1億円以上程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの c 水産業の振興を図る上で、水産基盤の整備を行うことが特に必要と認められるもの 等 (イ)漁場の施設を整備する場合においては、共同漁業権の設定されている区域内の原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数の総数が100隻程度以上のもの	道、市町村、水産業協同組合	1/2等
漁港漁村環境整備事業	漁村再生交付金事業 (1)漁港施設整備:外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の整備 (2)漁場造成:魚礁、増殖礁及び養殖場の整備 (3)水域環境保全創造:水域環境保全 (4)漁港環境施設整備:緑地、防災施設、その他施設 (5)漁業集落環境:漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編及び用地整備	総事業費は、100百万円以上2,000百万円以下とする。ただし、漁村再生計画において定住人口又は交流人口を10%以上向上させることを指標として設定した地区のうち、既設の改良を行う場合の事業費は、50百万円以上とする。また、都道府県が行う漁港及び漁場施設の整備に関する全体事業費は500百万円以下とし、市町村が行う漁港の整備に係る全体事業費は1,200百万円以下とする。	道、市町村	1/2等

※上記事業制度は、令和4年度 現在である。

(3) 令和3年度事業実績(漁場関係)

①水産環境整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
北海道 太平洋東部	落石沖 (根室市落石沖)	タラ・カレイ類・ ホッケ・ ソイ・アイナメ・コ マイ	魚礁 V=63,000.00空m ³	魚礁 V=5,073.05空m ³	141,977.0	根室・歯舞・落石・ 根室湾中部漁協	
	根室太平洋 (根室市花咲沖)	タラ・カレイ類・ ホッケ・ ソイ・アイナメ・コ マイ	魚礁 V=56,000.00空m ³	魚礁 V=2,968.05空m ³	86,647.0	根室・歯舞・落石・ 根室湾中部漁協	
	根室太平洋その2 (根室市花咲沖)	タラ・カレイ類・ ホッケ・ ソイ・アイナメ・コ マイ	魚礁 V=56,000.00空m ³	魚礁 V=4,020.55空m ³	128,458.0	根室・歯舞・落石・ 根室湾中部漁協	

②農山漁村地域整備交付金

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
羅臼	羅臼 (羅臼町知昭町地 先、礼文町地先)	エゾバフンウニ	増殖場 2.00ha	(知昭工区) 増殖場 4,500m ²	84,062.0	羅臼漁協	

③漁場施設整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
野付半島	野付半島 (別海町尾岱沼地 先)	—	—	人工干潟 補修一式	1,870.0	—	

(4) 令和4年度事業実績(漁場関係)

①水産環境整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
北海道 太平洋東部	落石沖合 (根室市落石沖)	マダラ・スケトウダ ラ・カレイ類・ホッ ケ・ソイ類・コマイ・ タコ類	魚礁 V=70,000.00空m ³	魚礁 V=3,494.30空m ³	107,756.0	落石・歯舞・根室・根室 湾中部・別海・野付・標 津・羅臼漁協	
	羅臼沖合 (目梨郡羅臼町沖 合)	マダラ・スケトウダ ラ・カレイ類・ホッ ケ・ソイ類・タコ類	魚礁 V=70,000.00空m ³	魚礁 V=3,494.30空m ³	108,317.0	落石・歯舞・根室・根室 湾中部・別海・野付・標 津・羅臼漁協	
	花咲沖合 (根室市花咲沖)	マダラ・スケトウダ ラ・カレイ類・ホッ ケ・ソイ類・コマイ・ タコ類	魚礁 V=70,000.00空m ³	魚礁 V=3,494.30空m ³	108,658.0	落石・歯舞・根室・根室 湾中部・別海・野付・標 津・羅臼漁協	

②農山漁村地域整備交付金

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
羅臼	羅臼 (羅臼町知昭町地 先、礼文町地先)	エゾバフンウニ	増殖場 2.00ha	(知昭工区) 増殖場 5,250m ²	102,454.0	羅臼漁協	

③漁場施設整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
風蓮湖	ハルタモシリ増殖 場(野付郡別海町 走古丹地先)	—	—	人工干潟 補修一式	1,298.0	—	
北海道太平 洋東部	北風蓮湖(山口先 工区)(野付郡別海 町走古丹地先)	—	—	人工干潟 補修一式	1,100.0	—	

(5) 令和4年度事業実績(漁港関係)

①水産流通基盤整備事業

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
尾岱沼	尾岱沼	道路(補修)	5,892	
		西防波堤(補修)	78,379	
		西護岸(補修)	28,829	
		-2.0m物揚場(補修)	66,277	
		-3.5m泊地(補修)	338,140	

②水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
沖根婦	沖根婦	西防波堤	61,811	
友知	友知	-3.5m航路	37,984	
		-3.0m泊地	7,497	
幌茂尻	幌茂尻 (幌茂尻)	-3.5m航路	10,641	
		-3.0m泊地	9,313	
別海	別海	-3.5m航路	47,527	
		-3.0m泊地	21,533	
尾岱沼	尾岱沼	排水処理施設	41,525	
標津	標津	-4.5m航路	220,596	
		取排水処理施設	33,748	
薫別	薫別	-3.5m航路	29,980	
		-3.0m泊地	6,296	
		-2.5m泊地	6,990	
峯浜	峯浜	-3.5m航路	7,379	
		-3.0m泊地	5,535	
松法	松法	-3.0m岸壁	11,857	

③農山漁村地域整備交付金(水産物供給基盤整備事業【地域水産物供給基盤整備事業】)

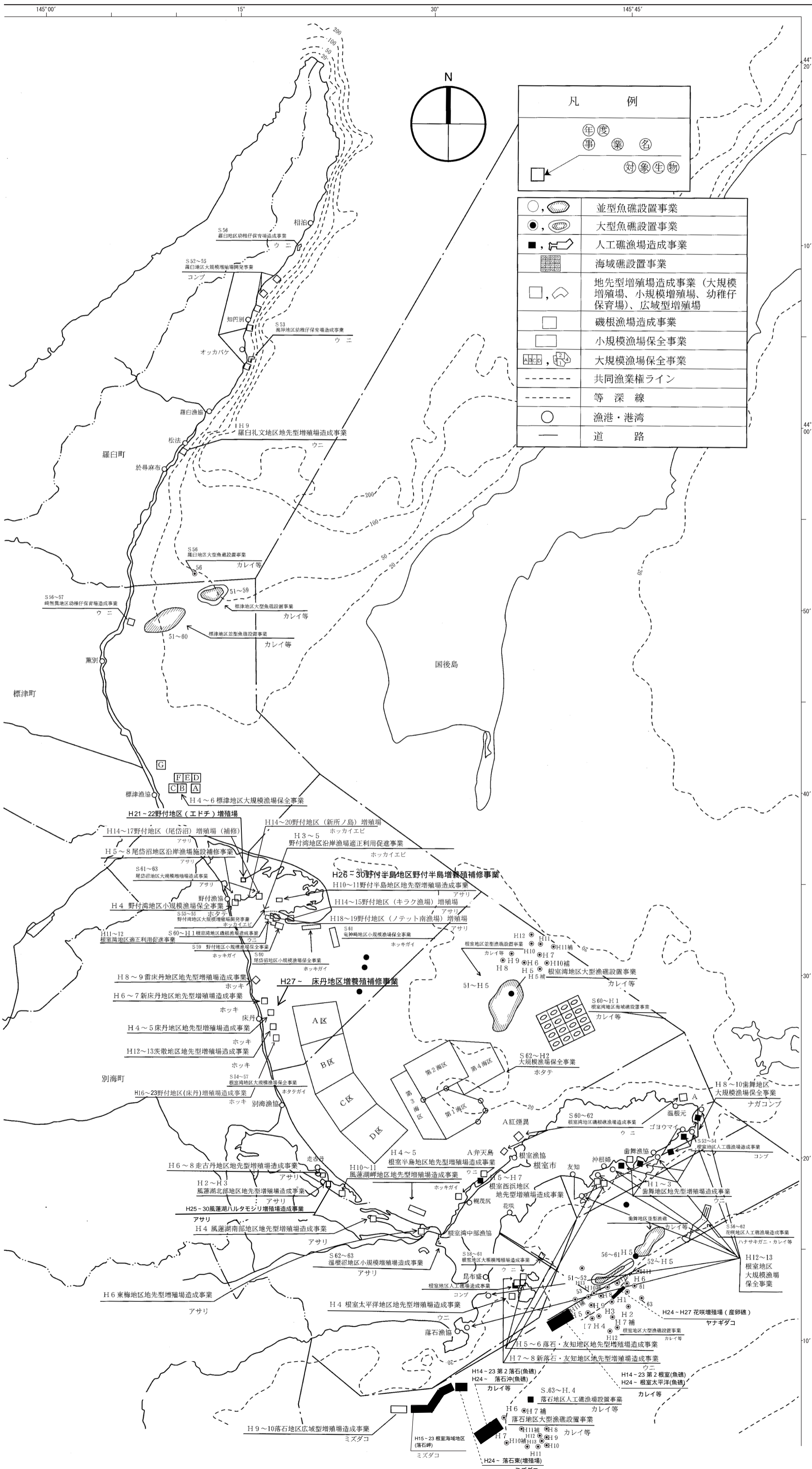
計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
薫別	薫別	東防波堤(改良)	131,747	

④農山漁村地域整備交付金(漁港漁村環境整備事業【漁村再生交付金事業】)

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
別海	別海	道路	11,305	
		-3.0m岸壁	119,887	

⑤漁村整備事業

計画地区名	集落名	整備内容	事業費 (千円)	備考
別海	尾岱沼	漁業集落排水施設(更新)	46,193	



※S52～H31実施分を掲載

9 栽培漁業の取組状況

(1) 種苗生産(放流用のみ)

(単位:千尾(個))

	種 名	生産量					生 産 機 関 名
		H29	H30	R01	R02	R03	
魚 類	ニ シ ン	2,250	2,380	2,970	2,070	2,648	別海漁協(別海町ニシン種苗生産センター)
	マ ガ レ イ	83	90	80	80	81	羅臼漁協(羅臼町ウニ種苗生産センター)
	ク ロ ガ レ イ	53	69	59	-	-	野付漁協(別海町ウニ種苗育成センター)
甲殻類	ホ ッ カ イ エ ビ	33	31	24	68	67	H27~H28 根室市水産研究所 H29~ 根室市水産研究所、根室漁協栽培漁業センター
	ハ ナ サ キ ガ ニ	336	380	400	120	549	根室市水産研究所
貝 類	ホ タ テ ガ イ	303,480	258,173	314,799	341,277	324,224	羅臼漁業協同組合、標津漁業協同組合
その他	エゾバフンウニ	12,644	13,034	14,290	14,614	14,736	H27~H30 根室市ウニ種苗生産センター、別海町ウニ種苗育成センター、羅臼町ウニ種苗生産センター R01~ 根室市ウニ種苗生産センター、根室漁協栽培漁業センター、別海町ウニ種苗育成センター、羅臼町ウニ種苗生産センター
	※参考()内は養殖用を含む生産量	(14,068)	(14,585)	(15,939)	(15,734)	(15,036)	H30~ 根室漁協栽培漁業センター、根室市ウニ種苗生産センター、別海町ウニ種苗育成センター、羅臼町ウニ種苗生産センター
	マ ナ マ コ	91	1,842	1,445	1,807	2,817	H26~H27 根室漁業協同組合、別海町ウニ種苗育成センター、羅臼漁協種苗生産センター H28~H29 別海町ウニ種苗育成センター、羅臼町ウニ種苗生産センター H30~ 根室漁協栽培漁業センター、別海町ウニ種苗育成センター、羅臼町ウニ種苗生産センター
	ヤナギダコ	-	-	2	0	2	根室市水産研究所

(2) 種苗放流(天然含)

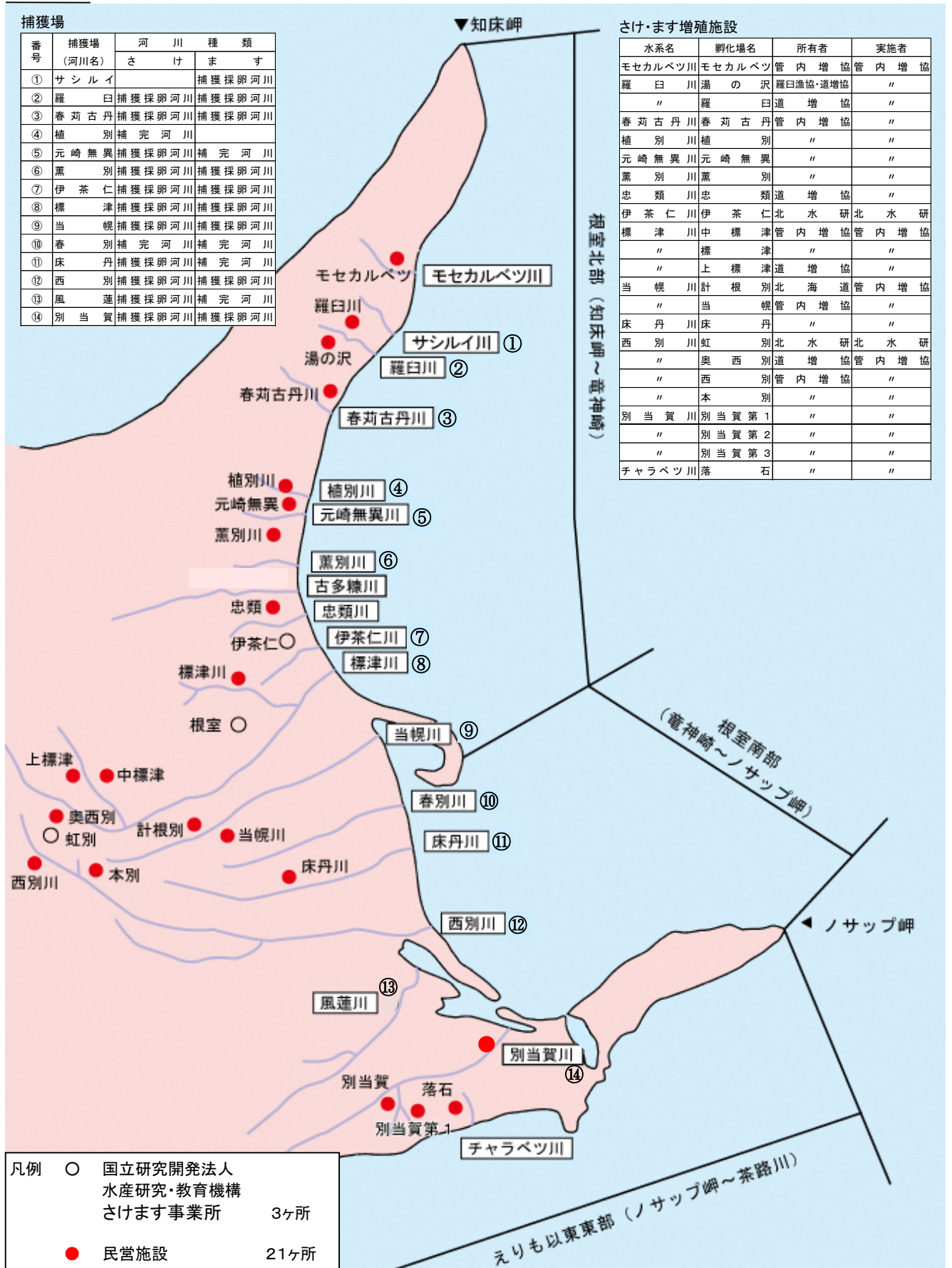
(単位:千尾(個))

	種 名	放流量					放 流 場 所
		H29	H30	R01	R02	R03	
魚 類	ニ シ ン	2,208	2,288	2,916	1,941	2,598	H26 根室、歯舞、落石、湾中、別海 H27 根室、歯舞、落石、湾中、別海、野付 H28~H30 根室、歯舞、落石、湾中、別海、野付、標津、羅臼 R1~ 根室、歯舞、落石、湾中、別海、野付、標津
	マ ガ レ イ	83	90	80	80	81	羅臼
	マ ッ カ ワ	-	49	4	49	49	H27 花咲、別海 H28、H30 花咲、野付 R01 花咲 R02 花咲 R03~ 花咲、別海
	ク ロ ガ レ イ	53	69	59	-	-	野付
	ホ ッ カ イ エ ビ	33	31	24	68	55	H27 根室 H28~H30 根室、歯舞、落石 R01~ 根室、歯舞、落石、湾中
甲殻類	ハ ナ サ キ ガ ニ	336	380	310	120	549	歯舞
	ホ タ テ ガ イ	482,679	492,671	463,037	524,728	406,867	根室、湾中、野付、標津、羅臼
貝 類	ア サ リ	248	248	248	248	248	歯舞
	ウ バ ガ イ (ホッキ)	322	322	322	322	322	花咲、歯舞
	エゾバフンウニ	14,979	15,716	16,754	16,961	12,515	根室、花咲、歯舞、落石、湾中、野付、標津、羅臼
その他	マ ナ マ コ	345	1,996	1,599	1,961	2,974	H26~H27 根室、落石、湾中、野付、標津、羅臼 H28~ 根室、歯舞、湾中、野付、標津、羅臼
	ヤナギダコ	-	-	2	0	-	落石

(資料:令和3年度 栽培漁業用種苗等の生産・入手・放流実績)

11 さけ・ます増殖事業

(1) さけ・ます増殖施設及び捕獲場位置図



(2) 管内河川さけ親魚捕獲・放流実績

標津川・西別川等さけ捕獲河川において、さけ親魚179,237尾捕獲し、181,896千尾の稚魚を放流し、さけ資源増大に重要な役割を果たしている。

河川名	親魚捕獲数(尾)					稚魚放流数(千尾)				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29 (H30春)	H30 (R1春)	H31 (R2春)	R2 (R3春)	R3 (R4春)
モイレウシ沖	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
ルサ	—	—	—	—	—	1,505	4,349	4,010	1,009	3,625
モセカルベツ	—	—	—	—	—	1,505	4,319	4,017	1,557	3,625
羅臼	3,997	5,396	5,136	5,181	5,616	9,246	11,329	10,317	8,937	9,110
春刈古丹	2,905	6,005	6,480	7,617	9,150	10,926	12,946	12,255	10,087	11,178
植別	403	691	387	1,070	1,197	2,008	4,687	4,039	2,029	3,595
峯浜漁港	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
元崎無異	3,493	16,164	5,813	6,131	5,562	6,938	9,320	8,270	5,291	7,475
薫別	5,067	20,030	7,837	9,787	12,795	10,900	13,521	12,414	10,597	11,127
薫別漁港	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
忠類	—	—	—	—	—	2,000	4,803	4,036	1,045	3,743
伊茶仁	8,707	11,223	4,638	4,071	5,112	7,797	8,127	8,166	6,739	8,506
標津	61,429	121,025	79,965	58,844	85,741	42,003	47,338	43,233	38,933	40,603
当幌	25,626	20,241	20,049	15,734	15,831	11,000	11,961	11,345	10,000	11,464
野付湾	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
春別	3,390	4,838	3,411	1,655	2,821	2,000	2,000	2,000	1,000	2,026
尾岱沼漁港	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
床丹	2,515	6,510	7,429	2,485	3,999	6,000	6,497	6,282	3,970	8,416
床丹沿岸	—	—	—	—	—	1,600	2,019	2,058	0	0
西別	37,560	40,376	45,357	22,376	22,733	32,898	36,567	41,991	34,224	37,756
別海漁港	—	—	—	—	—	0	8,248	1,010	2,000	0
風蓮	9,043	13,362	13,120	6,512	6,466	6,830	7,310	7,188	4,252	6,370
風蓮湖	—	—	—	—	—	1,600	3,400	2,024	1,662	1,648
別当賀	1,803	2,858	6,211	4,562	2,214	6,824	7,301	7,127	3,457	6,426
オンネベツ	—	—	—	—	—	2,400	3,137	3,087	1,000	2,700
第2ホニオイ	—	—	—	—	—	400	550	500	200	500
サンコタン	—	—	—	—	—	400	550	536	200	500
昆布盛	—	—	—	—	—	0	1,000	530	400	501
三里浜	—	—	—	—	—	0	0	530	0	501
沖根婦漁港	—	—	—	—	—	0	500	530	200	501
新川	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
計	165,938	268,719	205,833	146,025	179,237	166,780	211,779	197,495	148,789	181,896

※は海中飼育実施

12 漁業許可

○ 令和4年許可等状況一覧表

(令和4年12月31日現在)

区分	漁業種類	漁協名								員外	管内計	操業期間等(主漁期)	
		根室	歯舞	落石	湾中	別海	野付	標津	羅臼				
大臣許可	北太平洋さんま漁業	12	23	9	3						47	8月～11月	
	いか釣り漁業	1									1	通年	
	太平洋底刺網等漁業	2									2	4月～12月	
	かじき等流し網漁業	2	8	2	2						14	通年	
大臣届出	小型するめいか釣り漁業	2	8	7	4		1	2	14		38	通年	
(本庁事処許可)	えびかご漁業	1		2						4	7	6月～11月(オホーツク海)	
	かにかご漁業	けがに	3	3	3	1		1	2	3		16	2月～5月
		はなさきがに	7	7	10	1		1				26	7月～9月
	小型さけ・ます流し網漁業	13	24	6	1							44	4月～6月
	小型さけ・ますはえ縄漁業(秋さけ)	5	5	3	2							15	9月～10月
知事許可(振興局処分)	さんま漁業(えりも東太平洋海域)	流し網漁業	12	37	10	6						65	7月～9月
		棒受け網漁業	1	2	2	1						6	8月～12月
	さんま棒受け網漁業(オホーツク海)	13	22	6	4					2	47	11月～12月	
	いか釣り漁業(道沖合海域)	4	16	27	6		1	4		65	123	7月～12月	
	はえ縄漁業									4	4	7月～12月	
	すけとうだらはえ縄漁業									2	2	12月～1月	
	たこ漁業	から釣り縄	5	2	11							18	11月～2月
		かご	18	35	51	14						118	8月～4月
	潜水器漁業	ほたてがい									14	14	9月～12月
		なまこ		1		2		1			14	18	5月～6月
		うに	2	2	10	2					8	24	5月～6月(オホーツク海)、10月～12月(太平洋)
		こんぶ										0	8月～9月
		ほや									14	14	9月～12月
	機船船びき網漁業(ちか)	12	10	6								28	1月～3月、10月～12月
	あいなめかご漁業	12	24	2								38	5月～8月、11月～12月
	つぶかご漁業	4	5	1						1		11	10月～5月
	けた網漁業	ほたてがい	7	6	1	16	24	45	10			109	1月～7月
		ほっき・えぞぼかがい	4	3	9	14	17	13	2			62	3月～5月、9月～12月
		うに	1	1		11	12	33	9			67	2月～5月
		ほや	2	3		3		10	9			27	8月～11月
		なまこ	3	3		13		1	3			23	5月～6月、10月
	えび打瀬網漁業								24			24	6月～7月、10月～11月
	かじき等流し網漁業	3	10	2	2							17	9月～11月
すけとうだら固定式刺し網漁業	16	23	10	8				9	96		162	1月～3月	
はえ縄漁業(ロシア200海里)	4	7	1	2							14	11月～12月	
すけとうだら固定式刺し網漁業(安全操業)									12		12	1月～2月	
ほっけ固定式刺し網漁業(安全操業)									11		11	9月～12月	
たこ漁業(空釣り縄・安全操業)	2	2	4								8	12月	
知事承認	貝殻島周辺海域こんぶ漁業	13	187	20							220	6月～9月	